

福岡県大規模小売店舗立地法関係事務処理要綱

(趣旨)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行については、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）その他特別な定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、別に定めがあるもののほか、法、政令及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「届出者」とは、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により届出を行った者をいう。

3 この要綱において「届出書等」とは、法に規定する届出又は通知を行う書類及び規則に規定する添付書類、その他資料（別紙1「指針確認票」、別紙2「添付図面等」他）をいう。

(大規模小売店舗の新設等に関する提出部数)

第3条 届出書等の提出部数は次のとおりとする。

届出書等の根拠規定	提出部数
法第5条第1項	20
法第6条第2項（法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合を除く。）	
法附則第5条第1項（法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合を除く。）	
法第8条第7項	
法第9条第4項	
法第6条第1項	3
法第6条第5項	
法第11条第3項	

法第6条第2項（法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合に限る。）	
法附則第5条第1項（法第6条第4項ただし書又は規則第11条第2項の規定に該当する場合に限る。）	11

2 前項の規定に係る届出書等を取り下げる場合は、様式第1号による取下げ書を3部提出することとする。

（市町村及び届出者への通知）

第4条 知事は、前条に定める届出書等及び次の各号に掲げる意見等の内容を、速やかに市町村に対し通知するものとする。

- (1) 第3条第2項の規定による取下げ書
- (2) 法第8条第2項の規定による意見書
- (3) 法第8条第4項の規定による県の意見又は通知
- (4) 法第9条第1項の規定による勧告
- (5) 法第9条第1項の規定による勧告をしない旨の通知
- (6) 法第9条第7項の規定による公表
- (7) 法第9条第7項の規定による公表をしない旨の通知

2 知事は、法に定める場合のほか、次の各号に掲げる意見等の内容を、届出者に対し通知するものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による意見
- (2) 法第8条第2項の規定による意見書
- (3) 法第9条第1項の規定による勧告をしない旨の通知
- (4) 法第9条第7項の規定による公表
- (5) 法第9条第7項の規定による公表をしない旨の通知

（届出書等の提出先）

第5条 次の各号に掲げる書類の提出先は、福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課とする。

- (1) 第3条の規定による届出書等及び同条第2項の規定による取下げ書
- (2) 法第8条第1項の規定による意見
- (3) 法第8条第2項の規定による意見書
- (4) 法第9条第1項の規定による意見
- (5) 第7条第1項の規定による軽微変更申出書
- (6) 第8条第2項又は同条第6項の規定による説明会等実施状況報告書
- (7) 第8条第3項の規定による掲示による説明会申出書
- (8) 第10条の規定による地元説明会配付資料
- (9) 第11条第1項の規定による説明会開催不能申出書

(届出書等の縦覧)

第6条 届出書等及び取下げ書の縦覧は、次の各号に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 福岡県庁(商工部中小企業振興局中小企業経営支援課)
- (2) 中小企業振興事務所(当該管内分のみ)

(軽微変更申出)

第7条 届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出であつて、法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当することを申出したい場合は、当該届出から1週間以内に様式第2号による軽微変更申出書を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書の提出があつた場合において、軽微変更該当することについて承認し又は承認しないこととしたときは、当該申出の日から1週間以内に、その旨を届出者に対し通知するものとする。

(地元説明会の開催回数の通知等)

第8条 知事は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を受領したときは、当該届出を受領した日(前条第1項の規定による軽微変更申出書を受領した場合及び第3項の規定による掲示による説明会申出書を受領した場合には、前条第2項及び第4項の規定による承認しない決定をした日)から1週間以内に、規則第11条第1項に規定する地元説明会の開催回数を届出者に対し通知するものとする。

2 届出者は、前項の通知に定める開催回数を実施したときは、最後の地元説明会終了後1週間以内に、様式第3号に定める説明会等実施状況報告書を知事に対し提出するものとする。

3 届出者が、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出であつて、規則第11条第2項の規定に基づき、説明会を届出書等の要旨を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより行うことを希望する場合(ただし、第1項の規定による開催回数の決定通知より前に限る。)は、当該届出をした日(前条第1項の規定による軽微変更申出書を提出し、同条第2項の規定による軽微変更該当しない旨の通知を受けた場合においては、当該通知の日から)から1週間以内に様式第4号による掲示による説明会申出書を提出するものとする。

4 知事は、前項の申出書の提出があつた場合において、掲示による説明会の開催について承認し又は承認しないこととしたときは、当該申出の日から1週間以内に、その旨を届出者に対し通知するものとする。

5 届出者は、前項の規定による承認を受けた場合は、前項の規定による承認を受けた場合にあつては承認通知を受領した日から1週間以内までの間に掲示を開始し、当該届出に係る公告の日から4ヵ月が経過する日までの間、次の各号に定める内容を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することによりこれを行うものとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び所在地
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計(店舗面積の合計が変更になる場合は、変更前の状況)
- (4) 規則第3条第1項又は2項に定める事項で変更があつたもの並びに変更前及び変更後の状況

- (5) 変更の実施予定日
 - (6) 届出の内容に対する照会等出店に関する問い合わせ先の氏名又は名称及び住所及び電話番号等
- 6 届出者は前項の掲示期間の開始後、1週間以内に様式第3号の説明会等実施状況報告書を提出するものとする。

(地元説明会の開催公告及び範囲)

第9条 法第7条第2項に規定する地元説明会の開催公告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上に掲載
- (2) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上の折込み広告

2 前項の公告内容は、法に定めのある場合のほか、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地
- (3) 説明会開催の原因となった事由（新設及び増床等の各種変更の内容）
- (4) 店舗面積及び営業時刻
- (5) 開店予定日又は変更実施予定日
- (6) 届出者又は届出者に代わり地元説明会を主催する責任者の問い合わせ先（電話及びFAX番号等）
- (7) 大規模小売店舗立地法に基づく説明会である旨の表示

3 第1項の規定による公告の範囲は、店舗面積が2万平方メートル以下の大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の主たる建物（それによりがたい場合は、主たる敷地）の中心から半径1キロメートル以上が確実に網羅できる範囲とし、以後2万平方メートルごとに、半径500メートルずつを加えた範囲とする。

(地元説明資料の配付)

第10条 届出者は、地元説明会出席者に対し、原則として「届出書等」の写しを配付するものとする。

(地元説明会開催不能の措置)

第11条 届出者は、第8条の規定による地元説明会の開催回数を満たすことができなくなったときは、様式第6号による説明会開催不能申出書を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、説明会の開催不能について認定し、又は認定しないこととしたときは、その旨を届出者に対し通知するものとする。

3 法第7条第4項の規定による周知方法及び周知範囲は、第9条第1項及び第3項の規定に準じる。

4 法第7条第4項の規定による周知内容は、第9条第2項に定める項目及び次に掲げる項目とする。

- (1) 法第5条第1項第5号及び第6号の規定の内容（変更の場合にあっては、変更前及び変更後の状況）
- (2) 添付書類の内容

(意見書の提出等)

- 第12条 法第8条第1項の規定による市町村の意見の聴取は、様式第7号によるものとする。
- 2 法第8条第2項の規定による意見書の提出は、様式第7号の2による意見書に必要事項を簡潔に記入の上、持参、郵送若しくは電子メールにより行うものとする。

(必要書類の添付)

- 第13条 届出者は法第6条第1項の規定による届出を行うときは、必要に応じ、法第5条第2項に定める書類を添付するものとする。
- 2 届出者は、法第8条第7項の規定により届出を変更しない旨の通知を知事に対して行うときは、必要に応じ、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付するものとする。
- 3 届出者は、法第9条第4項の規定による勧告を踏まえた必要な変更に係る届出をしない場合は、その旨の通知を知事に対して行うとともに、必要に応じ、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付するものとする。

(公表)

- 第14条 法第9条第7項の規定による公表は、必要に応じ、次に掲げる項目の一部又は全部の方法により行うものとする。
- (1) 公報
- (2) 告知板への掲示
- (3) 県政記者室への資料提供
- 2 前項の公表の内容は、次に掲げる項目とする。
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地
- (3) 公表の対象となった、法第9条第1項の規定による勧告の内容

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、施行の日から6月を経過する日までの間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

取下げ書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

下記店舗に係る平成 年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第 条第 項
の規定に基づく届出については、下記の理由により取下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げの理由

(備考) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 ※印の項は記載しないでください。

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

軽微変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更該当する理由

- (備考) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 2 ※印の項は記載しないでください。
- 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）
- 4 県によっては運用により、法に基づく変更の届出を行う前に本申出書を提出する場合がありますので、その場合は本文中の届出日については、届出予定の日付を記載してください。

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会等実施状況報告書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
説明会	開催の周知（方法・内容・時期）		
	第1回	開催日時	年 月 日（ ）時 分から 時 分
		開催場所	
		説明者（設置者側出席者）	
		出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
		議事の概要	
		陳述意見・質疑	
		応答内容	
	第2回	（同上）	
	第3回	（同上）	
説明会未実施の場合の代替措置	代替措置の概要		
	代替措置の実施日		
その他特記事項			

（備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であつ

た説明会の概要について可能な限り記載してください。

2 下記の資料を添付してください。

(1) 説明会で配付した資料

(2) 説明会の開催公告（代替措置実施の場合は、届出等の要旨の掲載）を行った媒体の写し

※市町村の公報又は広報誌、新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等

(3) その他知事が必要と認めるもの

※県によっては、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料として、新聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等が必要なところもありますので、事前にご確認ください。

3 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

5 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

掲示による説明会申出書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）に関し、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

- （備考）
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（削除）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能申出書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- (備考) 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

福岡県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

- (備考)
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

3 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあたっては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

- (備考) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 2 ※印の項は記載しないでください。
- 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

参考（第6条関係一届出書等の縦覧場所）

中小企業振興事務所名	管 轄	住 所
福岡県福岡中小企業振興事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、宗像市 太宰府市、古賀市 福津市、糸島市 那珂川市、糟屋郡	〒812-0046 福岡市博多区 吉塚本町9番15号 中小企業振興センター
福岡県久留米中小企業振興事務所	大牟田市、久留米市 柳川市、朝倉市、八女市 筑後市、大川市、小郡市 うきは市、みやま市、 朝倉郡、三井郡、三潴郡 八女郡	〒830-0022 久留米市 城南町15番地の5
福岡県北九州中小企業振興事務所	行橋市、豊前市、中間市 遠賀郡、京都郡、築上郡	〒802-0082 北九州市小倉北区 古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館内
福岡県飯塚中小企業振興事務所	直方市、飯塚市、田川市 嘉麻市、宮若市、鞍手郡 嘉穂郡、田川郡	〒820-8507 飯塚市吉原町6番12号

〔設置者、建物等の概要〕

1 出店の趣旨

- ・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載すること。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

- ・法人にあつては、部局名称も記載すること。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(監督・管理責任(予定)者の所属名・職名・氏名を記入)

3 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し〔規則§4I①〕

法人の場合	登記事項証明書
個人の場合	住民票の写し

<別 添>

・正本以外は写しで可。

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者				
その他の小売業者				
	未 定 分			

- ・決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。
 - ・未定分については、予定業種があれば記載すること。
- ※業種・業態欄記載例
スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、百貨店、スーパーセンター、ディスカウントストア、100円ショップ、衣料品店、薬局、携帯電話ショップ 等

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物位置図 <別途添付すること>

縮尺：1/25, 000以上
建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面

→別紙2「添付図面等」の添付図面一覧1参照

(2) 周辺見取図 <別途添付すること>

縮尺：1/2, 500以上
隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面

→別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧2参照

(3) 建物配置図 <別途添付すること>

縮尺：1/500以上
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場（区画線含む）等の配置がわかる図面（駐車場、廃棄物及び荷さばき（屋内施設の場合、高さ含む）等については寸法も記載すること）

→別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧3参照

(4) 各階平面図 <別途添付すること>

縮尺：1/500以上
各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

→別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧4参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をすること。

(例)

建物敷地	○, ○○○m ²	自己所有予定
駐車場用地	○, ○○○m ²	賃貸借契約予定
合 計	○, ○○○m ²	

② 法令上の用途等

- ・都市計画、農業振興地域整備計画、国土利用計画による制限等を記載すること。
（市街化区域では用途区分（特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む）まで記載すること。）
- ・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。
（注）店舗建設が法令上不可能な地域（例：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域、農用地区域等）での計画は、関係課を含めて相談の上、提出すること。
また、解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示をすること。
- ・5千分の1の「用途地域指定図」を添付すること。

③ 現在の利用状況

・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。
(注) 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係(自己所有でない場合は確保の見通し)を示すこと。

(例) 農地→(転用見込みを記載)
工場・倉庫 等→自己所有予定(○年○月売買契約締結予定)
更地 等

(2) 計画地周辺の概要

① 立地環境

・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。
特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現すること。

(例) 都心商業業務地区 低層住宅地区
既成市街地商業業務地区 郊外新興住宅地区
郊外新興商業地区 工場倉庫等集積地区 等

② 隣接地の用途現況

<別添 周辺見取図(住宅地図等の写しでも可)のとおり>

・計画地の周囲4方向の隣地(道路を隔てた隣地も含む。)の建物用途現況を図面に表示すること。

(例) 低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院 等

③ 基盤整備に関する事業の有無とその内容

・計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。

④ 街並みづくり計画の有無とその内容

・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載すること。

(例) 地区計画/建築協定/景観整備地区/パークアンドライド事業/車両乗り入れ禁止地区等

⑤ 都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

・計画地における都市計画及び中心市街地活性化基本計画の有無とその内容、関連性(整合)について具体的に記載すること。

(例) 中心市街地活性化基本計画への登載の有無、都市計画における上記以外の規制
県都市計画区域マスタープランでの当該地域の位置づけ(「広域拠点」、「拠点」) 等

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

(注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

- ① 建築着工予定年月日 年 月 日
② 完成予定年月日 年 月 日

(4) 建物の構造及び規模

① 建物構造

・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。

(例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造
地下○階, 地上○階, 塔屋○階 等

② 店舗面積の内訳

- イ 建築面積 m^2
ロ 延べ面積 m^2
ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

・建築面積及び延べ面積の定義は、建築基準法によるものとする。

(例)

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延べ面積
2 F	2,500		3,000
1 F	2,500	50	3,000
計	6,000	550	8,000

(5) その他の施設計画と各施設面積

- ・ オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設（以下、「利用者層が異なる併設施設」という。）と飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設等（以下、「利用者層が同一の併設施設」）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・ 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・ 各施設の事業主体についても、可能であれば記載すること。

(例)

利用者層が同一の併設施設		
施設名	営業面積	営業時間
① 飲食施設 イ 中華 ロ ファーストフード	㎡ (㎡) (㎡)	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
② ゲームセンター	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
③ クリーニング店	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
④ 映画館	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
合計	㎡	

利用者層が異なる併設施設			
施設名	事業主体	営業面積	営業時間
① オフィス			〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
② 住宅		㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
③ スポーツ施設		㎡	
④ 文化施設 イ 〇〇教室		㎡ (㎡)	
⑤ ホテル()	株〇〇〇		〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
合計		㎡	

- ・ 届出書作成時点で分かっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」といった区分でも可。

- (6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

--

7 その他（特記事項）

--

〔 駐 車 需 要 の 充 足 等 〕

1 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位		
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	(駅名)
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D \times E$
日来店台数	台	$A \times (S) \times C \div D$
ピーク1時間当たりの来台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D$

※ 「商業地区」とは、都市計画法による用途地域が「商業地域」、「近隣商業地域」及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。

※ 駅には、JR・私鉄の地上駅をはじめ、地下鉄、路面電車、モノレール等の駅、バスターミナル等を含む。

(2) 特別な事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

必要駐車台数	台
--------	---

必要駐車台数算出根拠：

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理 由	等
有 ・ 無		
借上駐車場の場合	駐車場名	
	設置者・管理者	
	契約・利用形態 (専用, 優先, 提携等)	
	来店客が駐車可能な台数 (算出根拠)	

(4) その他の駐車場の状況

〔従業員等（業務用を含む）駐車場〕

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数	備 考 (従業員の雇用状況や利用状況など駐車 台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有 ・ 無	共用・別途	台	

〔併設施設の駐車場〕

(注) 以下の欄は、併設施設が付設されている場合だけでなく、付設が予定されている場合も記載すること。また、併設施設利用者の車両と小売店舗利用者の車両が共用されるような駐車場形態の場合には、併設施設の利用者等の駐車台数を考慮して、小売店舗利用者の「必要駐車台数」が確保できるよう措置すること。

ア オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設

名称	施設種別	面積	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	必要駐車台数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合計		m ²		台		台

(注) 当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

イ 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設

名称	業務内容	面積	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	必要駐車台数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合計		m ²		台		台

(注) 当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、下欄に記載すること。(この場合は、上記「(1) 指針による必要駐車台数計算式」の必要駐車台数の内数として考え、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の駐車場について別途考慮する必要はない。)

〔s：小売店舗と利用者層が同一の併設施設面積の合計〕 (端数処理：四捨五入)

s	m ²
S：店舗面積×0.2	m ²

条件

$$s \leq S \times 0.2$$

ウ 小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設(小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合)

- ・ 主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出することとし、小売店舗の必要駐車台数は上記(2)「特別な事情による駐車台数の算出」に記載すること。
- ・ 算出根拠については、収容能力、利用者数、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

必要駐車台数	
必要駐車台数算出根拠：	

2 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況(小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数)

(例)

No.	駐車場の構造	収容台数		面積	駐車区画の大きさ	
		一般用	身障者用		一般用	身障者用
		台	台	m ²	m × m	m × m
合計		台	台	m ²		

※駐車場の構造

- ・建物外平面駐車場（自走式）
- ・地下駐車場（自走式）
- ・平面駐車場（機械式／専用建物）
- ・循環駐車場（機械式／専用建物）
- ・専用駐車場ビル（自走式）
- ・屋上等建物内設置方式（自走式・地下を除く）
- ・平面駐車場（機械式／共用建物）
- ・循環駐車場（機械式／共用建物）

駐車料金の徴収の有無	駐車場条例による届出 駐車場とする予定の有無	入口ゲートの 入庫処理時間	※契約形態
有 ・ 無	有 ・ 無		

※契約形態

→ 自社所有／賃貸契約（専用・特約の別を記載）

3 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 〔規則 § 4 I ⑤〕

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

① 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

出入口の場所	1時間当り入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

60分 (メーカーから提供される1台当りの処理時間 + 乗客の乗降時間)	×	発券ブース等の台数 (1つの入り口で発券 ブース等が複数台設置されている場合) (端数処理：)
--	---	--

② 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ m	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			

↑

当該入口の1分当りの来台数 × 1.6 - 当該入口の1分当りの入庫処理可能台数 × 6 (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示すること。

項目	道路 No.1 (道路名:)	道路 No.2 (道路名:)	道路 No.3 (道路名:)	〇〇〇 (道路名:)
道路幅員 (車線数) 歩道の有無・幅員	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無 利用者数	有・無 人	有・無 人	有・無 人	有・無 人
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

・「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入すること。
 ・「横断歩道等の状況」欄には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

① 現状の平日、休日(日曜)それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 () 年 月 日 ()
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	<別添資料とすること>

- ・調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とする
- ・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯(プラス前後1時間)とする。
- ・調査内容としては車種及び時間帯別、方向別の台数を調査する。
- ・調査結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・P14 記載例参照

② 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・開店から閉店までの時間帯(プラス前後1時間)1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・P14 記載例参照

(4) 集客力の高い併設施設の利用者の交通量の予測

【小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設で当該併設施設の面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合、又は小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設がある場合のみ実施】

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、必要に応じ、(3)と同一の図面上に表示するものとする。

4 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則§4 I ⑥〕

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別 添>

・別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧2参照

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) →<別添周辺見取図上に記載>
ちらし等の配付	(配付方法・内容等)
交通整理員の配置	(配置場所・人数・配置日時等) →<別添周辺見取図上に記載>
その他	

(注) 案内表示(看板等)の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

(3) 交通への支障を回避するための方策等

交通への支障回避の方策	具体的な内容
交通整理員の配置	配置場所：<別添配置図上に記載> 配置人数： 配置日・時間：
左折入出庫の原則等	

・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載すること。

(4) 経路の設定

① 経路の設定にあたり考慮した点

- ・右折待ち渋滞の回避
 - ・通学路への配慮
 - ・深夜営業時の配慮
- 等があれば、具体的に記載すること。

② 設置者が行う交通対策等の予定

(事前協議の際に指摘事項があればその対応策)

③ パークアンドライド事業等公共交通計画等との連携の有無

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 駐輪場案内の表示方法

・看板の掲出等，表示方法を具体的に記載すること。
・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

6 自動二輪車駐車場の計画

(1) 自動二輪車駐車場台数の算出根拠

駐車場附置 条例の有無	有 (条例名) ・ 無		
必要台数の予 測結果及び算 出根拠	(例)		
	項 目	予測数値	予測数値の根拠等
	日 来 店 客 数	人 / 日	
	ピ ー ク 率	%	
	分 担 率	%	
	平均駐車時間	分	
	必 要 台 数	台	
必要台数	台		

・可能であれば，既存の調査結果を添付すること

(2) 自動二輪車駐車場の構造，収容台数及び面積

自動二輪車 駐車場 No.	自動二輪車 駐車場構造	収容台数	面 積	駐車区画の大きさ
	台	台	m ²	m m m m × ×

※駐車場構造 → 平面式 / 立体式 / 機械式 等の別を記載すること

(3) 自動二輪車駐車場の管理体制

・整理員等の配置、時間外の管理等、駐車場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
-----	-----

整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 自動二輪車駐車場案内の表示方法

- ・看板の掲出等，表示方法を具体的に記載すること。
- ・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

〔規則 § 4 I ⑦〕

(1) 荷さばき施設の概要

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ
	想定する車両の大きさ	台 数	
		台	無・有→広さ (m× m)

(2) 荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	車両台数	平均的な 処理時間(分)	荷さばき待 ちの台数
: ~ :	4 t 未満	台		台
	4 t 以上 10 t 未満	台		台
	10 t 以上	台		台
	計	台		台
: ~ : (1時間毎に記載)				
合計				

(3) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有	箇所	

(4) 小売業者が複数の場合の荷さばき施設の運営計画

- (連絡体制，管理体制，搬出入時間帯の調整予定の有無とその内容（無の場合はその理由）を記載）

(5) 搬出入事業者への混雑が少なくなるような経路選択の働きかけ

- (施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

- (6) 搬出入の経路上に学校等が位置する場合の運行時間帯、交通整理員の配置等の配慮

(対応策を記載。契約書(案)等があれば添付)

- ・学校のほか、保育所、福祉施設、病院等が経路上にある場合の配慮等についても記載すること。

8 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 【特記すべき事項があれば、記載すること】

- (1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

		具 体 的 な 内 容 等
歩行者通路確保のための対策		
	里道の付け替え、工事、用途廃止等の有無	無・有（→公共施設の管理者の同意等）
夜間照明等の設置の有無		無・有（→具体的な内容）

9 その他（特記事項）

10 交通量予測の変化等

（言 じ 事 例）

- (1) 需要予測（指針より）

- ① 日来店客数： (人/日)
 ② 日来店台数： (台/日)
 ③ ピーク時来店台数 台
 ④ 必要駐車場台数： 台
 ⑤ 駐車場収容台数： 台

- (2) 来店台数

平日＝ 台/日（既存店の平日・休日来店台数比率より算出）

休日＝ 台/日（指針に基づいて算出）

既存店平日比率＝休日来店台数（ 台）／平日来店台数（ 台）
 ＝ 100／〇〇

平日来店台数＝（指針に基づく来店台数）／〇〇
 ＝ 台

※ 来店比率は（根拠）による

(3) 方面別来店比率

	入 場				
	合計	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

	出 場				
	合計	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

(4) 方面別時間帯別来店者の予測

① 平日の予測

時間帯	比率	入 場					合計	比率	出 場				合計
		北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	北方向へ			東方向へ	南方向へ	西方向へ		
		%	%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00~10:00													
10:00~11:00													
21:00~22:00													
22:00~23:00													
合計													
指針	14.4%												

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

② 休日の予測

時間帯	比率	入 場					合計	比率	出 場				合計
		北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	北方向へ			東方向へ	南方向へ	西方向へ		
		%	%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00~10:00													
10:00~11:00													
21:00~22:00													
22:00~23:00													
合計													
指針	14.4%												

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

(5) 交通量調査結果

① 平 日
<調査方向1>

(単位:台)

車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							

計							
---	--	--	--	--	--	--	--

<調査方向○>

(単位:台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位:台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

② 休日

<調査方向1>

(単位:台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
計							

<調査方向○>

(単位:台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00~10:00							
10:00~11:00							
18:00~19:00							

19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位:台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

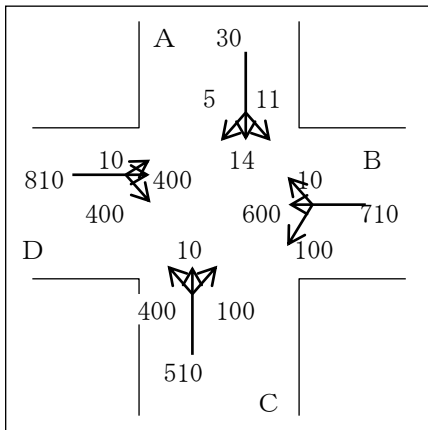
- ・ 上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各方向別の合計）を記入すること。
- ・ 調査交差点については、事前に協議してください。

(6) 現況と開店後における交通量の比較と解析

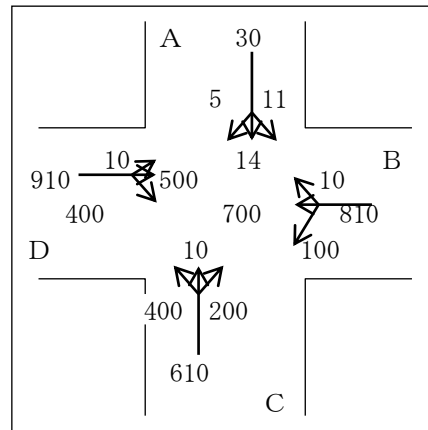
① 交差点等の交通量

ア 平日〇〇時台

<現況> (交通量調査結果)

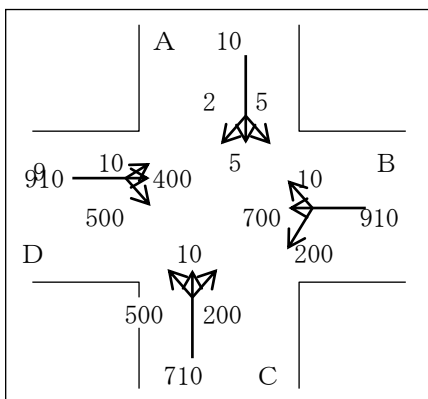


<開店後> (交通量予測結果)

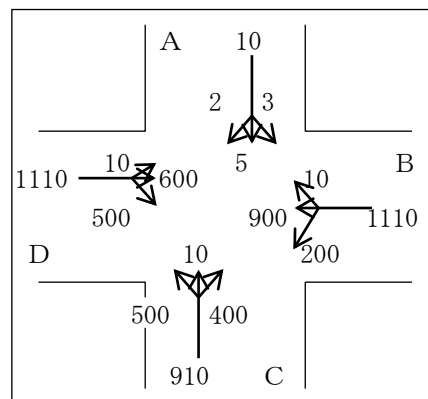


イ 休日〇〇時台

<現況> (交通量調査結果)



<開店後> (交通量予測結果)



[騒音の発生に係る事項]

1 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則§4I⑧〕

(1) 遮音壁の設置

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	遮音壁の材質・構造	遮音壁の位置
無・有	m	m		<別添配置図>
遮音壁の設置による悪影響に対する検討及び近隣住民との調整に関する具体的な配慮	・住居等からの視界制約、住居等の風通し不足（悪化）、住居等の日照不足（悪化）、地域住民への説明状況等について具体的に記入すること。			

(2) その他、施設と低層の住居が隣接している場合等における配慮（緑地帯の確保等）

--

2 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面〔規則§4I⑨〕

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
室外機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
送風機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
給排気口	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
その他（ ）		〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>

※ 特別な事情による騒音の総合的な予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

騒音の総合的な予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

--

騒音規制法の特設施設の設置届出の有無

--

3 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 予測地点の選定及び環境基準等（別添配置図参照）

予測地点	環境基準		規制基準 夜間	選定理由
	昼間	夜間		
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	

- ・ 予測地点は事前に協議してください。
- ・ 選定した予測地点について、環境基準、規制基準及び選定理由を記載してください。

(2) 昼間の等価騒音レベルの予測〔規則 § 4 I ⑩〕

- ・ 騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
 - ・ 騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。
 <予測式等を用いた計算は別添資料とすること>
 - ・ 騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。（別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧3参照）
- ※→基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。（別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧3参照）
- （例）文献名／メーカーの提示した数値／実測値等
 なお根拠として実測値を使用する場合は、調査店舗、調査日時も明示すること

《 昼 間 》		騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
			騒音レベル (dB)	※根拠		A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	自動車走行													
	荷さばき車両のアイドリング													
	荷さばき車両の後進ブザー													
	廃棄物収集作業													
衝撃騒音	BGM等													
	荷さばき荷おろし音													
	荷さばき台車走行音													
昼間（午前6時～午後10時）			予測地点A	予測地点B	予測地点C	予測地点D								
等価騒音レベル			d B	d B	d B	d B								
地域の類型														
環境基準値			d B	d B	d B	d B								

[環境基準値を超える場合の対策（または対策不要の理由）]

--

(3) 夜間の等価騒音レベルの予測

・注意事項は昼間の場合と同じ。

《 夜 間 》

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)					
		騒音レベル (dB)	※根拠		A	B	C	D	A	B	C	D		
					地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点	地点		
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	自動車走行													
	荷さばき車両のアイドリング													
	荷さばき車両の後進ブザー													
	廃棄物収集作業													
	BGM等													
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音													
	荷さばき台車走行音													
夜間（午後10時～午前6時）					予測地点A	予測地点B	予測地点C	予測地点D						
等価騒音レベル					d B	d B	d B	d B						
地域の類型														
環境基準値					d B	d B	d B	d B						

[環境基準値を超える場合の対策（または対策不要の理由）]

--

- 4 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑪]
 【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

- ・午後11時～午前6時までの時間帯における予測結果とする。
- ・予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。表記については、a地点、b地点、c地点、d地点として別添「建物配置図」上に表示すること。なお、等価騒音レベルの予測地点に対応する場合は、A-aなど整合をとること。
- ・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間（午後11時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音》

《夜間》 騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
		騒音レベル (dB)	※根拠		a 地点	b 地点	c 地点	d 地点	a 地点	b 地点	c 地点	d 地点	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイドリング												
	荷さばき車両の後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
夜間（午後11時～午前6時）					予測地点a	予測地点b	予測地点c	予測地点d					
最大値のレベル					d B	d B	d B	d B					
区域の種別													
規制基準値					d B	d B	d B	d B					

※ 特別な事情による発生する騒音ごとの予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

発生する騒音ごとの予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

[規制値を超過する場合の対策（または対策不要の理由）]

5 騒音の予測と騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	<別添平面図上に記載（別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧3参照）>
荷さばき施設の騒音対策※1)	
荷さばき作業の騒音対策※2)	

※1) 荷さばき施設の騒音対策
 →荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮,
 荷さばき施設の屋内化,
 作業場所の床に緩衝機能を有するクッション性の素材の採用あるいは、内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等,
 といった施設建築計画面での配慮事項を記載すること。

※2) 荷さばき作業の騒音対策
 →荷さばき作業時間の特定,
 荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底,
 低騒音型の荷さばき機器の導入,
 作業人員への騒音防止意識の徹底等,
 といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。

(2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用
無・有

使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
時～ 時	個		<別添配置図上に記載>	

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒音対策等
冷却塔	無・有			
室外機	無・有			
送風機	無・有			
給排気口	無・有			
その他	無・有			

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場No.	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策

- ※1) 駐車場の施設面の騒音対策
 → 駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理,
 立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策,
 床や排水蓋等による段差をなくすこと等,
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。
- ※2) 駐車場の運用面の騒音対策
 → 駐車場の利用時間帯の制限,
 誘導員・監視員による場内走行の円滑化, 見回りの実施,
 深夜・早朝における駐車場閉鎖等
 といった運営面での配慮事項を記載すること。

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物収集場所の構造	回収時間帯	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策

- ※1) 廃棄物収集作業の施設面の騒音対策
 → 廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策,
 廃棄物の収集場所の配置等,
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。
- ※2) 廃棄物収集作業の運用面の騒音対策
 → 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ,
 深夜・早朝における作業回避等収集時間帯の制限等,
 といった運営面での配慮事項を記載すること。

6 その他（特記事項）

--

〔 廃棄物に係る事項等 〕

1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理: 四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積：S		指針 原単位	A 一日当たり 廃棄物排出量 (原単位×S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比 重 (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.208	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.011	(t)			
				計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.007	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003	(t)			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.006	(t)	日	...	m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.002	(t)			
				計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.020	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003	(t)			
				計 t			
生ゴミ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.169	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.020	(t)			
				計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	0.054	(t)	日		m ³
合 計							m ³

〔見かけ比重について指針の数値によらない場合〕

見かけ比重の根拠等

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測【特別な事情がある場合のみ記載】

特別な事情の説明：

予測排出量 m³

排出量予測の根拠：

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況 小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保

↓ 共用の場合

小売店舗以外の施設からの 廃棄物等の予測排出量	小 売 店 舗 以 外 の 施 設 か ら の 廃 棄 物 等 の 排 出 量 の 予 測 の 根 拠
m ³	

(4) リサイクル品（再利用対象物）の排出量等の予測【小売業者が廃棄物等の回収を行う場合のみ記載】

・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別		予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：			

(5) その他の廃棄物等（廃家電・粗大ゴミ等）の排出量等の予測
【(1)以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載】

・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別		予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：			

2 保管場所の位置・構造等

- ・分別については、店舗の所在する市町村における廃棄物等の分別の状況等を考慮のうえ計画し、その計画に沿って「分別する種類」欄に記載すること。
- ・施設容量（計）は1の(1)～(5)による排出予測量を踏まえて計画すること。
- ・管理上の対策には、密閉性確保、洗浄設備・冷蔵設備・換気設備配置等の悪臭発散防止対策及び脱水処理機・空き缶選別機配置等の汚水流出防止対策、その他廃棄物の保管に伴い、生活環境に問題を及ぼすと考えられるものに対する対応策について記載すること。
- ・併設施設から悪臭の発生が見込まれる場合の対策についても、小売店舗と区別して記載すること。

廃棄物種別	分別する種類	施設面積	施設容量	管理上の対策			図面No.
				悪臭発散防止対策	汚水流出防止対策	その他	
紙製廃棄物	ダンボール	m ²	m ³				
金属製廃棄物	スチール缶 アルミ缶	m ²	m ³				
ガラス製廃棄物	その他の廃棄物	m ²	m ³				
プラスチック製廃棄物	ペットボトル トレイ	m ²	m ³				
生ごみ等	生ごみ等	m ²	m ³				
その他の可燃性廃棄物	皮・ゴム製品						
その他	廃家電						
計		m ²	m ³				

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	(関係法令等に基づいた計画等)
------------------------	-----------------

周辺住民への周知方法	(説明会での周知や、店頭での協力呼びかけ)
------------	-----------------------

4 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	〇〇〇〇			廃家電等
運搬の方法 ・自社で運搬 ・業者委託 ・その他（ ）					
収集車の種類（ ）					
予定業者等					
運搬の頻度					

(2) 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	〇〇〇〇			廃家電等
処理の方法 ・敷地内処理 ・敷地内中間処理 ・敷地外処理 ・その他（ ）					
処理予定業者等					
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法				
	処理関連設備の内容				
	処理施設の悪臭対策 (密閉性の確保や温度管理等)				
	処理施設の防音対策				
	処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>

・市町村の分別状況に応じ、廃棄物の種類ごとに記載すること。
 (例)生ごみ, 可燃物, 不燃物, 段ボール, ペットボトル, 牛乳パック, 空き缶, 空き瓶, トレー, 発泡スチロール等

(3) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法 【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載すること】

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。
 (例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法	
	一般廃棄物	産業廃棄物

店舗内関係者及び関連事業者への適正な廃棄物の運搬・処理についての徹底方法	(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)
--------------------------------------	---

(4) 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

5 その他（特記事項）

--

[街並みづくり等への配慮等]

1 街並みづくり等への配慮に関する事項

- (1) 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区

該当の有無	(建築計画の適合性について、必要に応じ建築図面等を添付)
有・無	

- (2) 景観への配慮

(各届出区分の景観形成基準に基づき、配慮した事項を記入すること。) <別添建物完成予想図、立面図(可能であれば添付)(別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧7参照)>

- (3) 商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載】

--

- (4) まちづくりへの対応方針

<ul style="list-style-type: none"> ・立地に際しての、まちづくりに関する各種公的計画等の十分な検討 ・地域団体(商工会、同業者組合等)への加入と各種事業への協力 ・地域イベントへの協力 ・地域雇用 ・周辺の一斉清掃、地域防災・防犯活動への積極的参加 等 ・退店時の地元への早期情報提供 等について記載してください。
--

- (5) 敷地内の緑化計画 【緑化計画があれば記載】 <位置は別添、建物配置図上に記載>

敷地面積	緑化面積	緑化の方法
㎡	㎡	

- (6) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 【現時点の計画の範囲で記載】

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載(別紙2「添付図面等」の添付図面等一覧3参照)>	<別添配置図上に記載(別紙2添付図面等)の添付図面等一覧3参照)>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

- (7) 防災への協力

防災協定等		締結協定の内容
締結依頼	無 ・ 有	
締結済	無 ・ 有	

(8) 防犯対策への協力

駐車場内の照明の設置	
警備員の巡回等	
閉店後及び休業日における 店舗施設内の措置等	
周辺地域での防犯や青少年 の非行防止のための対策	
その他防犯対策	

2 その他（特記事項）

--

添付図面等一覧

留意事項

- ・届出書に添付する図面等は、下記の「提出する図面の種類」のとおり。
- ・届出内容に応じて、図面等を選択すること。
- ・図面等について、以下のように可能な限りまとめて記載すること。
ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺及び方位を明記すること。（2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること）

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 (縮尺:1/25,000以上) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面	(1)経路に関する図面 ①広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・出店地の周囲3km程度の範囲を含むもの ・周辺道路の状況が分かるもの
	(2)歩行者の通行の利便の確保に関する図面 ①歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の歩行者通路
2 周辺見取図 (縮尺:1/2,500以上) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面	(1)経路に関する図面 ①周辺見取図・来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺(届出地から半径1km程度)の道路の状況 道路幅員、交通規制、歩道の有無、横断歩道・歩道橋の位置現況、通学路の有無と位置、バス路線の有無と位置 ・自動車の案内経路の表示(入場・出場両方とも) 来客自動車の案内経路、小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路、搬出入車両の運行経路、経路案内看板の設置場所、交通整理員の配置
	(3)廃棄物等の運搬・処理に関する図面 ①廃棄物運搬車両の運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両の運行予定経路
	(2)歩行者の通行の利便の確保に関する図面 ①歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の歩行者通路
3 建物配置図 (縮尺:1/500以上) 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場(区画線含む)等の配置がわかる図面 (駐車場、廃棄物及び荷さばき(屋内施設の場合、高さ含む)等については寸法も記載すること)	(1)駐車場計画に関する図面 ①駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の位置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること。) ・駐車区画の位置 ・駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・駐車場の出入口の位置、構造及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること。) ・車椅子利用者用駐車施設の位置 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・交通整理員の位置 ・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースを設ける場合にあっては、その位置(複数ある場合は番号を記載して区別すること。)
	(2)駐輪場の計画に関する図面 ①駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の位置(複数ある場合は番号を記載して区別すること。また、自動二輪車等専用の駐輪施設の場合はその旨を表示すること。) ・駐輪場への自転車等の経路 ・駐輪場案内表示の位置
	(3)荷さばき施設の計画に関する図面 ①荷さばき施設配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設の位置 ・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等) ・出入口が接する道路の位置、幅員
	(4)騒音発生源となる施設設備の配置に関する図面 ①騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁、緑地帯等の施設の配置 ・冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機、給排
	(1)駐輪場の計画に関する図面 ①駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の位置(複数ある場合は番号を記載して区別すること。また、自動二輪車等専用の駐輪施設の場合はその旨を表示すること。) ・駐輪場への自転車等の経路 ・駐輪場案内表示の位置
	(3)荷さばき施設の計画に関する図面 ①荷さばき施設配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設の位置 ・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等) ・出入口が接する道路の位置、幅員

		<ul style="list-style-type: none"> 気口等の配置 ・駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所、拡声器等の配置 ・アイドリング防止を喚起する看板等の配置 ・騒音予測地点
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	① 廃棄物等保管施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途 ・リサイクル品保管施設の位置
	(6) 歩行者の通行の利便の確保に関する図面	
	① 歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の歩行者通路
	② 夜間照明等の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(7) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	① 廃棄物運搬車両の運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における運行経路
	② 廃棄物処理施設 食品加工場等の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置 (敷地内処理又は食品加工場がある場合)
	(8) 景観への配慮に関する図面 (特記すべき事項があれば記載)	
	(9) 街並みづくり等への配慮に関する図面	
	① 屋外照明・広告塔照明の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置及び照明の方向
4	各階平面図 (縮尺：1/500以上) 各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図	<p>(1) 駐車場計画に関する図面</p> <p>① 駐車場各階平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間取り及び駐車区画等 ・駐車場内外の自動車の通路 <p>② 2面以上の立面図及び断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車施設の位置 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 <p>(2) 荷さばき施設の計画に関する図面</p> <p>① 荷さばき施設の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数 <p>(3) 廃棄物等保管施設に関する図面</p> <p>① 廃棄物保管施設の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等
5	騒音予測に関する図面	<p>(1) 騒音発生源・防音壁等に関する図面</p> <p>① 騒音予測に必要とされる高さ等の分かる図面</p> <p>② 騒音発生源、防音壁と影響を受ける直近の住居との高さの関係が分かる図面</p> <p>(2) 建物構造の分かる図面 (騒音発生源が屋内に設置されている場合に添付)</p> <p>① 当該建物の壁面等の材質構造が分かる図面</p> <p>② 当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置が分かる図面</p>
6	騒音予測に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる室外機、騒音機等の諸元を明示した資料 ・予測式等を用いた計算表 <p>基準距離のより騒音レベルを予測する場合は、根拠となる出典等を明示すること。 例：文献名、メーカーが提示した数値等</p>
7	建物完成予想図 (縮尺自由)	<p>(1) 街並みづくり等への配慮に関する図面 (可能であれば、着色の建物完成予想図を添付)</p> <p>(2) 建物立面図</p>